

一般社団法人
北海道農業土木協会事務局長
一般社団法人
北海道農業建設協会事務局長 様

北海道農政部農村振興局
事業調整課技術管理担当課長

市街地または認定路線における交通誘導員の配置について（通知）

このことについて、交通誘導員のひっ迫等に伴い、その十分な確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられることから、「認定路線における交通誘導員の配置について」（令和元年（2019年）10月3日付け事調第771号）において、検定合格員が配置できない場合の対応を制定しているところですが、市街地または認定路線における検定合格警備員の配置について、新たに取扱いを制定しましたので通知します。

これに伴い、「認定路線における交通誘導員の配置について」（令和元年（2019年）10月3日付け事調第771号）は廃止します。

- 1 「交通誘導における検定合格警備員の配置について」（平成19年4月16日付け事調第92号）の「1 対象工事及び委託業務」の（1）に該当する市街地の工事または（2）に該当する認定路線における工事及び委託業務において、検定合格員を配置できないため、やむを得ず受注者（委託業務にあつては受託者）自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員（委託業務にあつては業務担当員）と協議する。ただし、この場合は設計変更の対象としない。
なお、協議にあたっては、別紙様式1及び2を参考に受注者（委託業務にあつては受託者）から理由書を徴し工事施工協議簿（委託業務にあつては委託業務協議簿）に添付すること。

- 2 適用年月日
通知日より適用とする。

（設計積算係 27-184）